

近世武家社会とキリシタン統制

—白杵藩家中の類族を考える—

三野行徳

はじめに

本稿は、白杵藩を対象に、武家社会のなかの転びキリシタン・類族がどのように把握され、統制されたのかを検討するものである。以下、先行研究と問題の所在を確認しておく。

周知の通り、16世紀の日本において、キリスト教は戦国大名や国人領主などの領主層が媒介となって日本社会に伝播した¹⁾。領主層が入信するか布教を許可し、家臣や領民にもキリスト教が広まっていくのが一般的であり、本稿の舞台となる豊後国白杵も、大友宗麟の影響下でキリスト教が浸透した地域である。したがって、初期のキリシタン統制も、媒介者である武家と宣教師を主たる対象としたものだった。禁教期に入ると、キリシタン統制は領主の責務となり、将軍が全国の領主（大名・旗本・寺社）に命じる形で遂行されることになる。

キリシタン統制を命じた幕府法令のなかでも、寛永12年（1635）9月の布達では「一、伴天連并きりしたん宗旨之儀、從此以前、雖為御制禁、至于今無断絶様被聞召之間、彌領内并面々家中急度相改…」と、領内に加えて「家中」が統制対象として設定されている²⁾。続く万治2年（1659）6月の布達でも、「一、きりしたん宗門之儀、密々今以可有之間、家中之輩中間、小者に至迄、常々無油断可被申付之勿論奉公人出替之刻は請人に念を入、宗旨をあらため可相抱事…」と、家中の内訌に家臣の抱える中間や小者、奉公人なども含まれることが指示される³⁾。寛文4年（1664）11月にも、「一、耶蘇宗門御制禁たるといへとも、密々弘之族有之と相見候、いまた断絶無之條、向後は遂穿鑿候役人を定、常々無油断家中并領内改之…／一、きりしたん宗門穿鑿之儀、壹万石以上之面々ハ、

今度如被 仰出候役人を定、家中領内毎年無断絶可被相改之事…／一、九千石以下之輩は、役人を定候儀可難成之間、家中之者は不及申…」と、繰り返し統制対象に武家・家臣が含まれることが示されており、17世紀のキリシタン統制に関する法令において、取り締まるべき主要な対象に「家中」が位置づけられていることがわかる。⁴⁾ 鳥原・天草一揆を経て統制対象の中心が民衆統制へと移っていくことは間違いないが、統制対象として武家がなくなるわけではない点には留意する必要がある。

17世紀の武家社会の編制をめぐる最大の問題は、將軍家も含めた武家内部の上下の秩序の確立であり、初期藩政改革とその反動としての御家騒動や御一門払いを経つつ、將軍・大名を中心とする武家社会の秩序が確立していく。17世紀中葉は、將軍一大名の主従関係、大名一家臣の主従関係はまだ不安定で、全国の大名家で御家騒動が相次ぎ、改易が頻発した時代である。⁵⁾ 武家社会にとつてのキリシタン統制は、幕府の主導するキリシタン統制を、大名がどれくらい誠実に実行するか（できるか）、大名の実行するキリシタン統制を家臣団はどれくらい受け入れるかという点で、武家社会の確立に密接に関わる問題となる。とくに、キリシタンであった経験を持つ大名や、豊後のように元キリシタン大名の領国で多くの元キリシタン武士を抱える地域では、信仰より主従関係を上位に置くことが可能か、という点で、より重要な課題となったはずである。キリシタンだった大名が一定数あり、多くの大名家中には元キリシタンの家臣が一定数存在するなかで、慶長期（1596～1615）までに棄教した元キリシタン武士のその後の問題は、幕府にとっても重要な関心事だったと考えられる。

17世紀中葉以降の武家のキリシタン統制についての研究は多くないが、なかでも重要な研究は、村井早苗氏のキリシタン武士摘発に関する研究である。⁶⁾ 村井氏は正保4年（1647）から翌慶安元年（1648）にかけて岡山藩・広島藩で起こったキリシタン武士の摘発を検討し、17世紀中葉に中国・四国地方にキリシタン武士の藩域をこえた交流が存在し、この時点でも大名・旗本家臣にキリスト教を広める武士が存在していたこと、17世紀中葉の流動的な武家社会にあって、幕府宗門改役井上政重はキリシタン武士の問題に強い関心を持ち、その捕捉・摘発を計画的に行っていたことを明らかにしている。本稿で検討す

る武家社会の背景として、重要な指摘である。

一方、絵踏に関する研究のなかでも、武家の絵踏に関して言及したものはわずかである。なかでも重要なのはマリオ・マレガの研究で、『豊後切支丹史料』では、「士分階級の絵踏」の項目を設けて藩士の絵踏の過程を紹介し⁷⁾、『続豊後切支丹史料』では、「侍の踏絵」「正月以外の侍の踏絵」「他藩より引越せる者の踏絵」「諏訪番人の踏絵」「踏絵の節、不在の侍について」「侍の家内の踏絵」⁸⁾で一連の関連史料を紹介し、藩士の絵踏に関する基本的な事項を整理している。武家の絵踏に関しては、現在でももっとも詳細な研究である。そのほか、片岡弥吉『踏絵』では、「絵踏と家格」で、平戸藩の絵踏を紹介するなかで、下級藩士・大身藩士陪臣・町役人などを境界線として、身分特権として絵踏が免除される場合があったことを紹介し⁹⁾、安高啓明『踏絵を踏んだキリシタン』では、小倉藩の絵踏のなかで、城下・藩士の絵踏があったことを紹介しているが¹⁰⁾、いずれもわずかな言及に留まっている。絵踏の研究においては、圧倒的に町人・百姓を対象とした絵踏に関心が集中しているといえよう。

以上のように、村井氏による17世紀中葉の岡山藩のキリシタン武士の実態、幕府による取締りに関する研究を除き、17世紀中葉以降の武家のキリシタン統制に関する研究はほぼなく、絵踏の対象としての武士についても、マレガの成果を超える研究はなく、絵踏—宗門改研究のなかでも、絵踏の対象としての武家について意識的に研究されているとはいえない状況である。

そこで本稿では、拙稿「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（本書所収）で言及した臼杵藩における武家を対象にした絵踏と、武家社会のなかの類族に注目し、武家を対象としたキリシタン統制がどのように行われ、臼杵藩家中のキリシタンの子孫がどう存在し、どう捕捉されたのかについて検討したい。

1. 臼杵藩における武家のキリシタン統制

(1) 臼杵藩稲葉家家臣団の成立

臼杵藩稲葉家は本国美濃の戦国武将で、斉藤家・織田家・豊臣家に仕えたのち、関ヶ原の合戦では徳川方に付き、慶長5年（1600）11月に美濃郡上八幡城

表1 臼杵藩の武家身分構成（天保11年）

		家 格	家数	備考
士分	侍中	御知行	149	宗門方
		御給米御扶持	93	
	中小姓		90	宗門下役
	小侍		194	
	江戸・大坂定詰		22	
	隠居（侍中～小侍）		96	
士外	小頭以下諸職人		137	
	足軽以下		800	

から臼杵城に入った。こうした経緯から、臼杵藩家臣団は、①美濃随従家臣（従行家・遅参家・帰参家・中絶家・別類／譜代小士・別類）50家と、②臼杵登用家臣（旧大友家臣・旧太田氏家臣・他地域出身者）61家を中心に形成された。初代貞通期（1600～03）に、①を中心とする家臣団が編制され、二代典通・三代一通・四代信通期（1603～73）に②および①

の分家の登用が進み、五代景通期（1673～94）に家臣団・藩機構の基礎編制を終えた。

藩士の身分構成は、士分は侍中・中小姓・小侍、士外は小頭以下諸職人と足軽以下に分かれる。侍中は知行取と蔵米取に分かれるが、景通期の藩政改革で地方知行は実質的に廃止された。天保11年（1840）の身分構成は表1の通りである。¹¹⁾

本稿では、臼杵藩の武家社会を【士分と士外】【士分の家（家族／陪臣・陪臣の家／武家奉公人）】までを含む範囲で設定し、分析を進める。これは、後述するとおり、臼杵藩が士外を含めて「御直参」として把握していたことによる。また、武家社会の範囲を広く措定したのは、同じ豊後国の大名である岡藩を対象とした熊谷光子氏の研究により、百姓・町人の士外身分への参入（身上がり）が臼杵藩家中の類族を理解するうえでも重要な視角と考えられるからである。¹²⁾

(2) 寛永・正保のキリシタン統制と武家

臼杵藩では慶長18年（1613）の全国禁教令を受けて、翌年からキリシタン統制に取り組みはじめる。臼杵藩のキリシタン統制が本格化するの寛永11年（1634）から12年にかけてのことである。寛永12年に藩に提出された、キリシタンではないことを誓う起請文のなかに、武家が提出した起請文を1件だけ確認できた。史料1は、江端市兵衛が提出した起請文である。

史料¹³⁾
1

貴理師且御改付誓紙文之事

- 一、我等儀妻子共ニ惣列貴理師且にて無御座候、禪宗多福寺之旦那紛無御座候、則寺之うら判取申候
- 一、召仕候者男女ともに壹人もきりしたんにて無御座候、則誓紙を仕らせ其寺々之うら判を取置申候、牢人・宿下御座候ハ、能宗旨相改可申候、此已後牢人宿【欠損】参候とも堅宗旨を改可申候、不審成者ニハ一夜之宿もかし申ましく候、右之通すこしも偽無御座候、若少も相違於有之ハ忝も日本国中大小之神祇・八幡大菩薩・愛宕山大権、現当国にてハ由原八幡宮・関六所権現・祇園牛頭天王、殊氏神各御罰可被蒙者也、仍起請文如件

寛永十二年十一月五日

江端 市兵衛（花押）

安宅 在兵衛殿

日比野 五郎右衛門殿

（裏書）「此江端市兵衛禪門之仏弟子、全其紛無之者也

多福寺 雪窓^④」

寛永12年の多くの起請文において、百姓が提出した通常の起請文で構成員の内訳を説明する箇所では「我等屋敷之内家之内老若男女わらんへ迄も」と記載される箇所が、この起請文では「牢人・宿下御座候ハ、能宗旨相改可申候、此已後牢人宿…」とあり、武家の起請文に応じた文言が用意されていたことがわかる（寺社にも独自の文言が用意されていた）。臼杵藩ではさらに正保3年（1646）に五人組を編成してキリシタン統制を強化している。この正保3年の五人組編成に関わる御書物之事でも、武家の五人組編成に関する史料を1点確認することができた。¹⁴⁾大田甚兵衛組の五人組がキリシタンではないことを確認したこの「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組書物之事」でも、通常の前書と異なり、「若不審ニ相見へ候ハ、大組頭又者御奉行所へ可申上」「組合小頭ニ相届ケ」「大頭又者御奉行所へ」と、武家に応じた文言が用意されている。また五人組は、慶長19年（1614）に棄教した転びキリシタンである谷久右衛門と、キ

リシタンであった経歴のない4人の藩士が名を連ねており、元キリシタンとそうではない者とを組み合わせる編成であったことがわかる。

以上より、臼杵藩の寛永・正保の取締りでは、武家も対象となって起請文を提出し、五人組を編成していたことが確認できた。先述した村井氏の研究において、この時期、井上政重がキリシタン武士の動向を注視していたことが明らかにされているが、臼杵藩では、大友旧臣のキリシタン武士を捕捉し、棄教した者についてはその経歴を確認していたのである。両時期とも、確認できたのは1事例のみであり、全藩士を対象とした取締りであったかどうかは不明だが、武家を取り締まるための文言が用意されていたことから、一定程度の規模で取締りが行われたと考えておきたい。

(3) 絵踏制度と臼杵藩における武家の把握のあり方

つぎに、臼杵藩において定式化していくキリシタン統制のなかで、武家はどのように統制されたのかをみていきたい。臼杵藩では、寛永12年(1635)頃から棄教の証明として絵踏が行われた。ただし、これは定式化したものではなく、棄教したことを証明するために、そのとき限りで行われたものである。正保3年(1646)の五人組編成にあたって、棄教者の絵踏が実施された。臼杵藩で絵踏が制度化するのは寛文5年(1665)にキリシタン統制を専管する宗門奉行が設置されてからのことで、延宝5年(1677)、長崎奉行から真鍮製踏絵を借用して全町人・百姓を対象とした隔年の絵踏がはじまり、延宝7年には藩士家も絵踏の対象となった。貞享2年(1685)には寺院の男女・山伏も絵踏の対象になり、元禄元年(1688)以降、僧侶も絵踏の対象となり、毎年絵踏が実施されるようになった。こうして、元禄元年以降毎年、臼杵藩に関わる全員を対象に絵踏が実施されるようになった。こうした経緯から、武家の絵踏に関わって、マレガ資料では延宝7年の絵踏の実施に関する記録が多く残される(膨大な史料が残されているため、延宝7年の分析については後稿を期したい)。

以下、武家の絵踏の経緯を確認しておく。臼杵藩では絵踏の実施にあたって、長崎奉行から真鍮製の踏絵を借用している。通常、踏絵は正月21日に臼杵に到着し、正月23日から絵踏が始まる。武家の絵踏は城中で行われるものと、

以下に見る組ごとに組頭の屋敷で行われる場合とがあったようだが、詳細なルールの解明は今後の課題である。

絵踏を遂行するにあたり、臼杵藩では武家をどのように把握したのだろうか。285頁表1は、元禄5年(1692)の絵踏実施にあたり、その対象者をまとめた元禄5年「宗門御改ニ付御領分人高之覚」をもとに作成したものである。臼杵藩稲葉家中の箇所を見ると、藩士が役職を基礎とした組・頭支配単位(番方は組、役方は支配)で捕捉されていたことがわかる。最上段の稲葉右衛門助は家老であり、稲葉右衛門助配下の者が絵踏を受ける単位

として捕捉されていたと考えられる。「上」「下」は先に見た士分と士分外とみられ、藩士の家が上、士分外・陪臣・奉公人が下と考えられる。臼杵藩では絵踏の実施にあたってこの組ごとでの人数の覚えも作成しており、元禄4年(1691)の絵踏にさいして作成された稲葉右衛門助組の構成員をまとめた「宗門御改ニ付家内人数之覚 稲葉右衛門助組」をもとにしたのが表2である。表1と同じ元禄5年の史料がなく、1年のずれがあるため人数に若干の違いがあるが、稲葉右衛門助組の内訳を見ることができる(マレガ資料には元禄4年の同様の史料が多く残されている)。また、配下の藩士の家ごとの人数をまとめた「家内ノ覚」や、各組の「宗門御改ニ付家内人数之覚」のもととなった、各組士の家から提出された「家内人数之覚」を貼り継ぎ、組全体を集計した数値を冒頭に貼り付けた史料も残されている¹⁷⁾。これらの関係から、臼杵藩では絵踏の実施にあたり、まず組・支配ごとに、構成員の藩士の家(当主の家・陪臣の家/さらに配下がある場合は配下の藩士の家)を家単位で捕捉するために、各藩士の家ごとに「家内人数之覚」を作成し、組ごとにそれを統合して組単位の「宗門御改ニ付家内人数之覚」を作成し、組・支配単位で絵踏を実施したと考えられる。

表2 稲葉右衛門助組

家名	人数	男		女	
		上	下	上	下
稲葉右衛門助	32	2	17	4	9
牧太弥大夫	14	4	4	2	4
長瀬六右衛門	14	3	4	3	4
安野平左衛門	15	2	5	4	4
松田弥左衛門	12	3	4	1	4
国枝武左衛門	27	2	12	4	9
芝崎安左衛門	19	3	4	6	6
伊藤惣左衛門	15	2	6	1	6
清水安左衛門	13	2	6	1	4
岡部権大夫	11	1	4	2	4
小川孫八	13	2	5	3	3
池田市左衛門	8	1	2	2	3
石丸太左衛門	4	1	2		1
安藤庄五郎	8	1	3	2	2
計	205	29	78	35	63

絵踏が終わると、組頭は以下のような見届証文を宗門奉行に提出した。

¹⁸⁾
史料2

(端裏)「・岡部忠蔵」

切支丹宗門御改ニ付御書物之事

一、切支丹宗門御法度之趣慥相守申候御事

一、我々家内男女共踏絵被 仰付不残為踏申候処少も不審成儀無御座候

一、家内男女下々迄弥宗門之事相改寺請手形取置申候御事

右之趣少も相違無期座相守申候、為後日如件

元禄五年申正月廿三日

- ・岡部忠蔵 (花押)
- ・稲葉小兵衛 (花押)
- ・林三郎四郎 (花押)
- ・林小左衛門 (花押)
- ・岡部権右衛門 (花押)
- ・中村雲八 (花押)
- ・伊吹半兵衛 (花押)
- ・芝崎甚之丞 (花押)
- ・日下文之丞 (花押)
- ・稲葉勘平 (花押)
- ・中村太郎八 (花押)
- ・岩手新蔵 (花押)
- ・竹鎌小伝次 (花押)

右私組中宗門相改銘々判形見届申候、已上

岡部忠蔵 (花押)

石田弟右衛門殿

岩手六左衛門殿

加納藤左衛門殿

※黒点はすべて朱書

この見届証文の提出をもって藩士の絵踏は終了することになった。証文の提

出は、近世後期になると、正月28日の藩士惣出仕のさいに一斉に提出する形式になるようだ。¹⁹⁾組単位の「宗門御改ニ付家内人数之覚」は絵踏終了後に宗門奉行に提出され、在方や町方での絵踏の結果もまとめられたうえで、絵踏の全体を集計した「宗門御改ニ付御領分人高之覚」が作成されたものと思われる。

2. 武家社会のなかの類族

(1) 臼杵藩の類族

本節では、臼杵藩武家社会のなかのキリシタンの子孫＝類族がどのように存在していたのかを検討する。292頁表4でみたとおり、正徳元年（1711）の臼杵藩の武家には555名の類族が存在した。藩士の1割以上が類族だったのである。その内訳を見ると、士分である「給人家内共」が98名、同じく士分の「小侍家内共」が252名、士分外の「御足輕以下御奉公人」が161名、陪臣である「御家中又者」が44名である。臼杵藩士および陪臣の全階層に類族が存在していたことがわかる。人数比では上中級家臣に類族の割合が高い傾向があった。臼杵藩家臣団の成り立ちの経緯から、臼杵藩成立にともなって豊後で登用した武士の一定数がキリシタンないし元キリシタンであり、先述の谷久右衛門の事例からも、臼杵藩に登用されるにあたり、慶長期（1596～1615）を画期として棄教していったと考えられる。それでは、その子孫はその後どのように藩に捕捉されたのだろうか。

(2) 上級藩士のなかの類族 —加納玄蕃妻子孫—

臼杵藩士のなかの上級藩士の類族の実態について、以下の史料を手がかりに考えたい。

²⁰⁾ 史料3

（端裏）

「加納六郎左衛門娘すい七歳貞享五年辰八月十三日痢（欠損）」

御書物之事

一、加納六郎左衛門娘すい七歳（欠損）病死病症痢病、高祖母加納前玄蕃

妻切支丹宗門転ニ付取（欠損）禪宗旦那寺月桂寺被取置候、則月桂寺之証文取差出候、為後日如件

貞享五年辰八月十四日

稲葉猪右衛門（花押）

村瀬忠左衛門（花押）

石田弟次右衛門殿

岩手六左衛門殿

矢野兵左衛門殿

²¹⁾ 史料4

御書物之事

一、加納六郎左衛門娘す（欠損）月十三日病死、禪宗当寺旦那、高祖母加納前玄蕃妻切支丹転ニ付取置之様子村瀬忠左衛門稲葉猪右衛門見届拙僧取置候、為後日如件

貞享五年辰八月（欠損）日

月桂寺

（欠損）昂[㊦]

石田弟次右衛門殿

岩手六左衛門殿

矢野兵左衛門殿

史料3・4は、貞享5年（1688）に加納六郎左衛門娘すいが死去したことにと
もなう、組員および菩提寺からの死骸取置証文である。すいの高祖母である加
納玄蕃妻が「切支丹転」であるため、類族のすいの死骸を取り置くことを組士
である稲葉と村瀬（史料3）、菩提寺月桂寺（史料4）が宗門奉行に届け出たも
のである。加納玄蕃とは美濃時代から稲葉家に仕える譜代重臣で、玄蕃は父外
記のあとを継いで慶長12年（1607）から番頭を勤め、その後寛永元年（1624）
まで二番備頭を勤めた²²⁾。以後加納家は代々二番備頭を勤め、六郎左衛門も二番
備頭を勤めている。加納家は美濃で500石、白杵で800石を与えられる、番方
No.2の重臣だった。妻が「切支丹転」と記されていることから、稲葉家中の
番方最上級藩士が、白杵でキリシタンあるいは元キリシタンの女性と婚姻した
と考えられる。同年には同じく加納玄蕃妻曾孫である加納直右衛門娘たかも死

去しており、同様の手続きが行われていた²³⁾。貞享期（1684～88）に整備された類族制度において、近世初頭の武家の転びキリシタンの子孫も捕捉されていたこと、上級藩士の家であっても、貞享の類族令に則った死骸の処理が行われていたことを確認しておきたい。

(3) 類族帳のなかの武家の類族

臼杵藩武家社会のなかの類族を確認するためには、類族帳の分析が欠かせない。臼杵藩の類族帳の元帳は残されていないため、数点確認できる「類族死失之者帳」「類族出生養子帳」およびその下書きから、武家の類族を抽出する。なお、平井義人「臼杵藩におけるキリシタンの数と分布」（本書所収）でも、可能な限りすべての本人・本人同然を搜索するなかで、武家の類族にも言及しているので、あわせて参照されたい。

史料²⁴⁾5

「 享保十三戊申年

豊後国臼杵領

古切支丹之類族死失之者帳

六月 御名 ）」

一之帳 家来転切支丹桐生太郎右衛門系

桐生太郎右衛門孫 桐生源五左衛門娘 岩手勘四郎妻

一、しち 元禄四未年十一月三日出生 当申三拾八歳

押札宝永四年亥十一月岩手勘四郎妻

此女当申二月十五日病死旦那寺臼杵城下於禅宗月桂寺取置申候

同帳 家来転切支丹前井上兵助系

前井上兵助曾孫助之丞 押札本人同然後井上兵助孫

一、妻けさ 当申七拾壹歳

此女当申正月廿日病死旦那寺大野郡板屋村禅宗普現寺取置申候

同帳 家来転切支丹徳丸又兵衛系

徳丸又兵衛玄孫角助 押札 本人同然玄順妻孫

一、妻妙音 当申六拾三歳

前名みや

此女当申五月十五日病死旦那寺白杵城下於浄土真宗善法寺取置申候
同帳 家来林三郎四郎下人転切支丹清兵衛系
清兵衛孫

一、与助

当申七拾四歳

此者当申四月廿四日病死旦那寺白杵城下於浄土真宗善法寺取置申候
(後略)

史料5は、享保13年(1728)6月に白杵藩が幕府に提出した、類族のなかの死者を書き上げた帳面の冒頭の、藩士のなかの類族の死者を書き上げた箇所である。冒頭に「家来転切支丹桐生太郎右衛門系」とあり、白杵藩主稲葉家の家来で転びキリシタンである桐生太郎右衛門の子孫が類族として捕捉されていたことがわかる。ここでは桐生太郎右衛門の孫で岩手勘四郎の妻であるしちが38歳で亡くなったことを報告している。同様に本帳面では「同帳(一之帳)家来転切支丹前井上兵助系/本人同然後井上兵助孫・妻けさ」「同帳 家来転切支丹徳丸又兵衛系/本人同然玄順妻孫/妻妙音」「同帳 家来林三郎四郎下人転切支丹清兵衛系/清兵衛孫与助」が、武家の類族の死者として報告されている。なお、一之帳とあるのは、元帳が白杵城下から地理的に編成されており、一之帳は白杵城下の武家から始まることによる(類族帳の編成に関しては平井義人「白杵藩におけるキリシタンの数と分布」参照のこと)。

残された類族帳のなかで、武家の類族についての記載があるのは、①寛政3年(1791)6月の「豊後国白杵領古切支丹之類族出生養子帳」(「十三之帳 大野郡向野村転切支丹清右衛門系/転切支丹久作妻玄孫 伊東藤助養子/伊東喜代助(※養子入り)」「十六之帳 大分郡森村転切支丹次郎左衛門系/本人同然吉弘弥三右衛門玄孫/長野千蔵(※出生)²⁵⁾、②嘉永3年(1850)11月「豊後国白杵領古切支丹之類族死失之者帳」(「一之帳 海部郡野村転切支丹惣左衛門系/原由伯玄孫金子駒次郎」「十二之帳 大野郡鍋田村転切支丹宮内系/次郎右衛門妻玄孫/進来次八郎養子進来与惣兵衛)²⁶⁾、③文政2年(1819)6月提出の死失帳下書き(「一之帳 家来転切支丹後藤六左衛門系/後藤六左衛門玄孫/後藤弥藤太養子/後藤患鑑(久七)」「一之帳 白杵城下掛町転切支丹善左衛門系/前児玉步右衛門妻玄孫/清七伴/幾五

郎（勘十郎²⁷⁾」の3冊11名である。

以上のように、武家の類族は、百姓や町人の類族と同様に、出生・養子・死失にさいして、半年ごとに帳面にまとめられて幕府に報告されていた点を確認しておきたい。なお、以上の類族のなかに、一之帳以外の帳面の類族をみることができる。これらは白杵城下以外の場所に居住する武家の類族であり、もと百姓や町人の類族が、下級武士社会に参入していたことを示している。類族の武士の統制のあり方とあわせて、次節で検討したい。

3. 武家の類族の文書を通じた統制

(1) 類族の出生から病死にいたる捕捉

拙稿「白杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（本書所収）でみたとおり、白杵藩における類族の統制とは、幕府の規定を基準として、文書を通じてキリシタンの子孫を徹底的に捕捉し続けることだった。それでは、武家の類族はどのように捕捉されたのだろうか。膨大なマレガ資料のなかでも、武家の類族に関する記録はそれほど多くはない。以下、限られた史料からではあるが、検討したい。

①出生 史料6

（端裏）

「出生子 水夫勘四郎子とわ 九月四日」

覚

御矢倉勘左衛門倅

一、本人兎玉前歩右衛門妻曾孫御水夫勘四郎娘とわ

右之とわ当九月二日出生仕候、旦那寺光蓮寺ニ付申候、御断申上候、以上

正徳貳年

宗与惣兵衛[㊤]

辰ノ九月四日

多田甚五左衛門[㊤]

岩手六左衛門殿

中村雲八殿

武藤又助殿

²⁹⁾
史料7

(端裏)

「病死」(※朱書)

出生子 井上佐助子 左内 閏十月十七日」

覚 井上左介男子

一、転本人井上後ノ兵助曾孫 左内 当戌ニ壹歳

禪宗普現寺旦那ニ付ケ

右之者閏十月十四日ニ出生仕候、他領類族ニ出不申候、為御断書付指上申候、以上

戌ノ十月十七日

井上左助

武藤又助様

中村雲八様

西藤新兵衛様

³⁰⁾
史料8

御書物之事

一、井上左助子井上左内壹歳当戌十一月廿一日病死、禪宗当寺旦那、此者之曾祖父後井上兵助切支丹宗門転本人同然ニ付取置之様子鳴海金右衛門殿河村助右衛門殿被見届拙僧土葬取置仕候、為後日如件

享保三年

普現寺住職

戌十一月廿二日

源首座[㊦]

中村雲八殿

武藤又助殿

齊藤新兵衛殿

史料6は、本人兒玉歩右衛門妻曾孫で水夫の勘四郎の娘とわの出生届である。提出者の宗と多田の詳細は不明だが、おそらく水夫組の頭支配系統を通じて、宗門奉行に出生届が提出され、類族系と旦那寺が報告される仕組みだったとみられる。史料7・8は、転びキリシタンの井上兵助の曾孫の井上左内の出生届と、

その死亡届である。生まれたばかりの子供が亡くなった場合、出生届に「病死」と朱書きされ、死亡届が一括で保管されることを平井義人氏が明らかにしているが、³¹⁾武家の類族でも同様の措置がとられていたことを確認しておきたい。

②養子

³²⁾史料9

(端裏)

「養子所替願 生野官平弟

生野宇源太 二月廿一日」

覚 生野了覚子生野官平弟

一、転本人野津白岩村九兵衛玄孫 生野宇源太
浄土宗大福寺旦那 当亥三拾三歳

右私弟ニ而御座候处此度私養子ニ仕度候、此段奉伺候、以上

亥二月廿一日

生野官平

宗門方御役所

³³⁾史料10

(端裏)

「〇三 引越 家野村 金三郎 正月廿二日」

覚

家野村次郎兵衛子助五郎男子

一、本人家野村尚三郎女房曾孫 金三郎 二拾四歳

浄土宗大橋寺旦那

右金三郎儀佐藤孫兵衛養子仕当月廿三日ハ孫兵衛家内ニ引請申候、此段御断申達候、以上

酉ノ

西村勘左衛門

正月廿四日

中村助左衛門

大脇儀右衛門殿

片桐善左衛門殿

久保田貞之丞殿

宇野仁右衛門殿

史料9は、転びキリシタン野津白岩村九兵衛の玄孫の生野宇源太が、実兄の生野官平の養子になることと、あわせて所替をすることを届け出たものである。史料10は、転びキリシタン家野村尚三郎女房の曾孫である金三郎が佐藤孫兵衛の養子になり、佐藤家に転居することを届け出たものである。佐藤孫兵衛の詳細は不明であるが、届も同じく武士身分とみられる者から出されていることから、佐藤は藩士で、組支配系統で宗門奉行に届け出たものと考えられる。養子にする場合、養父と、養父の所属する組それぞれから、養子の系・年齢・住所の変更などについて宗門奉行に報告が出されていたと考えられる。また、両史料とも百姓身分の者を武家の養子にする手続きである。この点は後述したい。

③新類族

大橋幸泰氏が「キリシタン類族改制度と村社会 一白杵藩の場合一」（本書所収）で明らかにしたとおり、本人同然か本人同然の子と類族ではない者が結婚した場合と、類族ではない者が類族の家に養子に入った場合、「新類族」として新たに類族に加えられることになった。

史料11³⁴⁾

（端裏）

「\出生帳ニ入」（※朱書）

○三 養子新類族 安東吉大夫 十一月五日」

覚 安東太左衛門養子

一、本人同然安東吉左衛門曾孫 安東吉太夫 当辰拾五歳

右吉大夫太左衛門養子仕候ニ付類族罷成候、宗門者浄土真宗光蓮寺旦那ニ付御座候、為御届如此御座候、以上

正徳二年辰十一月五日

安東吉太夫

岩手六左衛門殿

中村雲八殿

武藤又助殿

史料11は、安東吉太夫（前名不明）が安東太左衛門の養子になったことによ

って、本人同然安東吉左衛門曾孫となるため、吉太夫は新類族になることを申し出た覚である。武家でも同様の条件で新類族となったことを確認しておきたい。また、端裏には朱で「出生帳ニ入」とあり、養子縁組によって新たに類族になった者は出生帳に記載され、幕府に報告されたことがわかる。病死については第2節で検討したので繰り返さないが、以上にみた出生・養子・新類族は出生帳に、病死は死失帳に記載され、年に2回、幕府に報告され、武家の類族も幕府に捕捉されることになった。

④ 離縁・旦那替・所替・剃髪

史料12³⁵⁾

(端裏)

「〇三 離別者 加嶋玄賀養子
菊之助 九月朔日」

覚

一、軸丸両右衛門三男菊之助加嶋玄賀方ニ養子遣置候処不縁ニ付八月廿七日両右衛門方え引取申候、玄賀方類族ニ付右菊之助引取申候段御断申上候、以上

享保二十卯年九月朔日

引田左衛門

大脇儀右衛門殿

片切善左衛門殿

久保田貞之丞殿

史料13³⁶⁾

覚

一、権藤九郎兵衛妻あかい玄孫今村寮水俸利根又兵衛養子類族利根三保助儀当辰三拾壹歳ニ相成申候、元來日蓮宗当寺旦那今般養父同然浄土宗龍原寺旦那相改度届申候、此段御伺申達候、已上

寛政八辰年 法音寺

八月十六日

日實[㊦]

服部六郎右衛門殿

加納小兵衛殿

矢野八郎右衛門殿

³⁷⁾
史料14

覚

一、 類族

苜屋了圓

右苜屋了助跡家内此間私方え引受置申候所此節苜屋和左介方え引取申候、
此段御達申上候、以上

四月廿八日

齊藤市右衛門

宗門方 御役所

³⁸⁾
史料15

(端裏)

「〇三 落髮 稲川角右衛門 十月十九日」

覚

稲川仁左衛門倅

一、 桐生太郎左衛門玄孫稲川角右衛門 当巳

真宗善法寺旦那

六十二歳

右者久々病氣ニ付御暇願之通被仰付候ニ付、十月十八日致剃髮名廬舟と相
改申候、此段御届申達候、已上

十月十九日

稲川清記

宗門御役所

史料12は軸丸両右衛門三男で類族加嶋玄賀の養子となっていた菊之助が、
不縁で縁組を解消し、軸丸両右衛門方に戻ることを報告した覚で、おそらく軸
丸の所属していた組から宗門奉行に宛てて届が出されている。史料13は類族
利根三保助について、元来日蓮宗法音寺旦那だったものを、養父である利根又
兵衛と同様に浄土宗龍原寺に改めることを、法音寺から宗門奉行に届け出たも
のである。三保助は養子であり、生家の旦那寺から養子となった家の旦那寺へ
と旦那替を行ったわけである。史料14は類族の苜屋了圓（苜屋了助妻）につい
て、一時的に齊藤市右衛門が預かっていたが、苜屋和左介方で引き取ることに

なったので、この引越について宗門奉行に届け出たものである。史料15は、類族の稲川角右衛門が病気で暇願をし、剃髪して盧舟と改名することを届け出たものである。

類族は、先にみた出生と死亡のみならず、人生のあらゆる局面を詳細に文書で捕捉され続ける。それは武家の類族にあっても同様であったことが、以上の史料よりわかる。武家の類族に関する記録は多くないため、結論を得るのに十分な量の分析を行い得たわけではないが、以上の事例から、臼杵藩では武家の類族についても、類族の捕捉に関する文書規定に則って、類族系と旦那寺の情報を中心とした諸情報が宗門奉行に提出され、宗門奉行はそれを類族帳に記載し、幕府に提出する出生・死失帳にまとめて報告していたと考えられる。なお、報告には、a.当事者からの報告、b.組・支配からの報告、c.旦那寺からの報告の3系統があり、出生と病死はbcがセットで出されていたが、どのようなケースのときどの組み合わせで出されるのかについては、より詳細な検証が必要である。今後の課題としておきたい。

(2) 類族の身上がり

① 臼杵藩の類族の身上がり

臼杵藩における武家の類族を検討するうえで重要な特徴として、類族に関する覚や御書物之事のなかに、百姓から武家社会（士分外・陪臣）に参入する事例が多数みられる点を指摘できる。マレガ資料から、類族であることが間違いない者が武家社会に参入した事例29件をまとめたのが表3である。表は、名前／身上がりによって獲得したあらたな身分／類族情報／元の身分／史料の年代／史料番号／端裏／備考をまとめ、年代順に配列している。端裏には多くの場合「○三 御直参奉公人」と注記され、これらの情報が家臣や陪臣に関する情報として取り扱われていたことがわかる。

類族情報にみられるように、本表に掲載した類族は、すべて臼杵藩領の村の本人・本人同然の子孫である。元身分には身上がりをする前の身分を記載してある。多くの場合、村に居住する百姓身分であった者が登用されて臼杵藩士となっていることがわかる。出仕先としては、諸組の足軽や小人がもっとも多く

表3 類族の武士身分への参入

	名 前	新 身 分	類族情報	元 身 分
1	小野伝六	片倉八郎左衛門組足輕	本人搔懷村新左衛門孫／ 生帳二之内海部郡搔懷村 軋切支丹道賀類族之内本 人同然同村新左衛門孫	
2	藤丸清之丞	矢野勘八組	本人搔懷村新藏孫	搔懷村清三子／搔懷村 小吉養子
3	飯沼加七（嘉大夫）	聞番物書	本人遠久原村市郎兵衛孫	飯沼忠介養子
4	六三郎（喜平太）	御手廻奉公	古軋本人野津芝尾村久兵 衛支孫	原村熊野助男子
5	幸七（山田半藏）	村上弥三兵衛組	本人吉野長小野村伝左衛 門曾孫	平清水幸右衛門子／兵 左衛門弟／亀之助養子
6	仁三郎 （北山松右衛門）	国枝作左衛門組	本人福良村太郎作妻曾孫	福良村杉右衛門子太郎 右衛門男子
7	市平	海添台所下男	本人下藤村勘右衛門玄孫	下藤村惣兵衛子久市子 平七子／乙見村由藏家 内
8	権八	川瀬又内組小人	本人家野村中与右衛門玄孫	家野村喜右衛門子／兵 藏子孫八男子／伝三郎 養子
9	利平太 （替名利右衛門）	小破損組	本院黍野村吉右衛門玄孫	市濱村市右衛門子／福 良村喜兵衛養子小市郎 男又三郎男子
10	佐藤軍藏（治助）	持筒組	本人板屋村三左衛門玄孫	板屋村留兵衛子海添え 村小八郎養子佐藤茂次 右衛門養子
11	井村八百藏（助七）	御疊方	黒坂村九左衛門玄孫	井村団六養子
12	南平治	聞番物書	本人同然丹生原村兵左衛 門後家玄孫	南喜兵衛男子
13	野村藤平（牛之助）	伊藤長左衛門組足輕	本人野村吉右衛門玄孫	野村市左衛門子又助子 才次郎子
14	津部弟助	稲葉佐左衛門組	本人寺小路村六郎右衛門 玄孫／平清水又内養子	中嶋丈左衛門組
15	幸吉（疋田重兵衛）	味岡源四郎組	本人搔懷村新之丞曾孫白 杵深田村後新之丞玄孫	家野村勘兵衛養子善七 子平清水新内養子長十 郎養子善藏子
16	定次	封番	本人望月村茂助玄孫	望月村文右衛門子万太 郎男子／海添村権八子 勝太郎弟
17	宇吉	野村六右衛門組柴田 平治養子跡足輕	本人同然久土村なつ曾孫	上久所村喜三郎下人後 久八子弥五郎子／海添 村久市男子

年 代	史 料 番 号	端 裏	備 考
元禄12年3月17日	A15.2.1.11	出生子	
享保11年12月10日	A7.8.1.1.2	○三 御直参奉公人	暇願／悴即日跡番入
享保12年4月9日	A7.8.1.2	○三 御直参奉公人	
延享3年2月10日	A7.8.1.6.1	類族	
寛延3年11月28日	A7.2.2.1	○三 御直参奉公人	暇願／悴即日跡番入
寛延4年5月10日	A7.8.1.5.1／A7.8.1.5.2	○三 御直参奉公人	
宝暦3年2月19日	A15.6.73.2.1	○三 御直参奉公人	
明和9年6月16日	A7.8.1.9.1／A7.8.1.9.2	○三 御直参奉公人	
安永6年2月4日	A7.8.1.12.1	○三 御直参	
天明1年閏5月14日	A7.2.2.4.1／A7.2.2.4.2	○三 所替	
天明7年12月15日	A7.6.2.24.3／A7.6.2.24.1／A7.6.2.24.2	○三 御直参	
天明8年1月19日	A7.6.2.3.2／A7.6.2.3.1	○三 御直参	
天明8年2月13日	A7.6.2.13.1	○三 御暇	暇願
天明8年4月8日	A7.6.2.22	○三 支配替	
文化1年11月14日	A7.9.5.1.1.2	○三 御暇	
文化2年3月	A7.8.4.2.1		
文化2年3月26日	A7.8.1.3.2／A7.8.1.3.3／A7.8.1.3.1	○三 御直参	

18	佐藤与治右衛門	小人頭	大野村平左衛門妻玄孫	
19	足立用吉	渡辺定右衛門組足輕	本人家野村中与左衛門玄孫	家野村喜右衛門子／兵藏子孫八男子／伝三郎養子
20	富吉	門番	本人福良村太郎作妻玄孫	福良村久助子久次郎子幸平男子／小河内村善次養子
21	政吉	中間	本人搔懐村長三郎玄孫	搔懐村七内子三之丞子熊之丞子
22	村本八代吉（清藏）	藏方附人見習	本人福良村太郎作妻玄孫	福良村杉右衛門子藤七男子藤平子／市濱村利八養子／会所小夫
23	郷田源六（乙之助）	岡田甚兵衛組	本人同然久土村幸之助孫	市濱村源六養子善九郎子
24	吉良伝右衛門	門番		佐藤与次右衛門組
25	恩地栄五郎（恩地庄左衛門）		戸次長小野村伝右衛門曾孫	恩地庄八伴
26	牧野弥七郎	御目見		
27	吉良用七	門番		勝手方小使
28	荊屋和左助	錠口番		荊屋栄助伴
29	武生和助	門番		二村銀右衛門組

(12件)、そのほか封番や門番、錠口番などの番士（4件）、聞番物書や手廻奉公・下男・中間などとなって出仕していた。

臼杵藩の武家社会の身分制度についてはわからない点が多いため推論を交えざるを得ないが、熊谷光子氏の岡藩の下級武士社会を検討した研究を参照すれば、おそらくこれらの士分外の諸職は一代限り、あるいは時限的な武士身分と考えられる。しかし、表の2・5・19はいずれも暇願であるが、跡番として伴が番入りしており、実質的に身分が継承されていたと考えられる。それでは、類族の登用はどのように行われたのか、以下、いくつかの事例から検討したい。

②福良村仁三郎→北山松右衛門の場合

史料³⁹⁾16

覚

福良村杉右衛門子太郎右衛門男子 当未

一、本人福良村太郎作妻曾孫 仁三郎 式拾七歳

文化5年12月1日	A7.9.1.2.24.2		
文化6年1月24日	A7.9.1.2.5.1 / A7.9.1.2.5.2	○三 御暇	暇願／俸即日跡番入 ／no.8権八子
文化6年2月11日	A7.9.1.2.7 / A7.9.1.2.7.2	○三 御直参	
文化6年3月20日	A7.9.1.2.11.2	○三 御直参	
文化6年6月27日	A7.9.1.2.8 / A7.9.1.2.9 / A7.9.1.2.6	○三 支配代り	
文化6年8月	A7.9.1.2.15.1	○三 御暇	
文化6年10月2日	A7.9.1.2.10	○三 支配替り	
文化6年11月13日	A7.9.1.2.26	○三 名替	
天保9年2月28日	A4.57.45	①	
年未詳12月16日	A7.6.2.8	○三 支配替	
年未詳4月28日	A7.8.5.19.1	○三 所替	
年未詳8月6日	A7.9.4.12	○三 支配代り	

他領類族ニ出不申候 替名松右衛門

浄土宗大橋寺旦那

右者国枝佐左衛門組ニ当五月六日ニ被召置北山松右衛門と改申候、類族ニ付系書差出シ申候、以上

未

五月十日

宮崎留右衛門

宗門御役所

⁴⁰⁾
史料17

(端裏)

「○三 御直参御奉公人 白杵福良村 太郎右衛門 仁三郎 五月十日」
覚

福良村杉右衛門子太郎右衛門男子 当未

一、本人福良村太郎作妻曾孫 仁三郎 貳拾七歳

他領類族ニ出不申候 浄土宗大福寺旦那

右之者五月六日国枝佐左衛門様御組ニ被召出申候、此段御断申上候、以上
寛延四年 海添村庄屋

未五月十日 庄左衛門[㊦]
大脇儀右衛門様
片桐善左衛門様
久保田貞之丞様

史料16・17は、本人福良村太郎作妻の曾孫仁三郎が、寛延4年（1751）に国枝佐左衛門組足輕に登用されたことについての届である。登用にあたっては、組から類族情報を記した「系書」を宗門奉行に提出し（史料16）、村からも、村組の庄屋から宗門奉行に召出について報告している（史料17）。両届はセットで「○三 御直参公人」の端裏で管理されていた。史料16は登用にあたっての改名届でもあり、仁三郎は北山松右衛門として出仕することになる。なお、仁三郎については享保10年（1725）に生まれたさいの出生届⁴¹⁾、安永6年（1777）に同じく類族である丹生原村とよと結婚したさいの婚姻届⁴²⁾も残されている。

③家野村（足立）権八の場合

史料18

（端裏）

「三御直参」

覚

家野村喜右衛門子兵蔵子孫八男子

伝三郎養子 当辰

一、本人家野村中与右衛門玄孫 権八 貳拾三歳

他領類族ニ無御座候 浄土宗大橋寺旦那

右之者当月十三日私組え被召置候、尤類族之者ニ而御座候ニ付御届申候、以上

辰六月十六日 川瀬又内

宗門方御役所

史料19

(端裏)

「〇三 御直参家野村伝三郎養子 権八 六月十六日」

覚

家野村喜右衛門子兵藏子孫八男子

伝三郎養子 当辰

一、本人家野村中与右衛門玄孫 権八 式拾三歳

他領類族ニ而無御座候 浄土宗大橋寺旦那

右之者川瀬又内殿御組御小人ニ六月十三日被召出候、此段申上候、以上

明和九年辰六月十六日

家野村庄屋

与左衛門

加納小兵衛様

石井与七郎様

矢野八郎右衛門様

⁴⁵⁾
史料20

(端裏)

「〇三 御暇 渡辺定右衛門組

足立権八 正月廿五日」

覚

同村喜右衛門子兵藏子孫八男子伝三郎養子

渡辺定右衛門組

一、本人家野村中与左衛門玄孫 足立権八

当巳六拾歳

浄土宗大橋寺旦那

他領類族ニ而も無御座候

右之者年罷寄御奉公難相勤御暇願之通正月廿三日被仰付跡世倅足立用吉直

ニ被召置候、此段御達申上候、以上

巳正月廿四日

岐部久兵衛

宗門方御役所

史料18～20は、家野村与右衛門玄孫の権八が明和9年（1772）に川瀬又内組

小人として登用されたさいの覚である。登用にあたっては組頭川瀬又内から系書を宗門奉行に提出し（史料18）、庄屋からも宗門奉行に覚を提出した（史料19）。仁三郎の場合と同様に、両者はセットで管理されていた。権八は出仕にあたって足立権八となり、その後文化6年（1809）まで37年間、組を移りつつ小人・足軽として勤めた。史料20はその暇願であるが、暇にあたり、息子用吉が跡番となっており、身上がりによって獲得した新身分は跡番として継承できたことがわかる。史料20は組士とみられる岐部久兵衛から宗門奉行に出されているが、同様に家野村の庄屋からも翌日に暇の届が出され、両者はセットで管理されていた。第2節の類族帳の記載でも見たとおり、百姓身分の類族が身上がりによって臼杵城下の武士（士分外）となっても、類族の捕捉は類族の発端となった本人・本人同然を基準に、出身村と異動先の武家の組によって捕捉され続け、出身村を通じた捕捉は生涯を通じてなされたと考えられる。②でみた北山松右衛門の婚姻についても、残された届は庄屋から福良村仁三郎（今名松右衛門）の婚姻として届けられており、出仕していても出身村を通じた捕捉が継続している点を確認しておきたい。

以上のように、臼杵藩では、百姓身分の類族のなかから登用や養子入などの経緯で士分外層（足軽・門番・封番など）へ類族が参入していき、跡番という形で実質的な家の継承が行われることもあったことがわかった。身分は武家社会の最下層ではあるが、端裏にもあるように「御直参」であり、類族であっても身分移動が可能であった。

熊谷光子氏の岡藩の分析によれば、城下町周辺農村や町場から非武士身分が足軽・武家奉公人層に参入することが梃子となって、下級～中級の武家社会への人材の参入が実現していたという。地域的・規模的類似性から、また、以上の類族の身上がりの事例からも、臼杵藩でも同様の事態を想定できるのではないだろうか。それでは、この類族の武家社会への参入という事例は、臼杵藩の類族を取り巻く社会を考えるうえで、どのような意味を持つのだろうか。マレガ資料中、武家の類族に関する史料は限られており、また非類族百姓の武家社会への参入を分析する史料がないため確たる評価はできないが、以上に見た29件の事例や、第2節で見た上級藩士の類族のケースとあわせて考えても、

「類族」という属性は臼杵藩の武家社会における参入障壁や上昇の障壁ではなかったと理解しておきたい。

おわりに

以上、非常に限られた史料からではあるが、臼杵藩の武家社会におけるキリシタン統制・類族統制について検討してきた。臼杵藩では家老層から足軽・武家奉公人層までに類族が存在し、家格の上下にかかわらず、幕府の規定に則って厳密に捕捉（文書主義的管理）され続けた。絵踏に対する忌避感から武士身分は絵踏を免除されたという平戸藩の事例とは異なり、臼杵藩では寛永（1624～44）から幕末に至るまで、武家社会においても徹底的にキリシタン統制・類族の捕捉がなされたのである。文書を通じた武家社会のキリシタンの子孫の管理は、出生と死失に関する情報を中心に、幕府まで報告されていた。しかし、藩士の1割以上が類族であり、藩幹部層までが類族である臼杵藩武家社会にあって、類族という属性が差別や障壁として作用するような事例はみることができなかった。限られた事例からの推論であるが、類族の統制が厳格に行われる一方、それはあくまでその家ないし個人の属性の一つでしかなかったと考えておきたい。規定に則った厳格な類族の管理は武家社会にも徹底している一方、それはあくまで手続きの遺漏なき完遂であった点を、拙稿「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（本書所収）とあわせてあらためて強調しておきたい。

下級武士社会に目を向ければ、非武士身分の類族が下級武士社会に参入する事例が多数確認できた。臼杵藩社会において、キリシタンの子孫である、という属性がどのような意味を持ったのか、という点は、マレガ資料の特質から導かれる重要な課題である。本稿で見てきた武家の類族をめぐる状況は、厳格な文書主義的管理のもとに置かれる一方、その属性ゆえに差別など多大な不利益をこうむるようなことはなかったのではないかと、という見通しを与えてくれるのではないだろうか。

延宝7年（1679）の最初の武家の絵踏の実施をめぐる問題や、絵踏の詳細な手続きと時代的变化など、マレガ資料から導かれる武家のキリシタン統制をめ

ぐる問題はまだまだ多く残されるが、今後の課題としたい。

註

- 1) 五野井隆史監修『キリシタン大名』（宮帯出版社、2017年）。
- 2) 「一二二五 寛永十二年亥年九月」『御触書寛保集成』（岩波書店、1934年）、628頁。
- 3) 「一二三二 万治二亥年六月」『御触書寛保集成』（岩波書店、1934年）、631頁。
- 4) 「一二三五 寛文四辰年十一月」『御触書寛保集成』（岩波書店、1934年）、632頁。
- 5) 福田千鶴『御家騒動』（中央公論新社、2005年）。
- 6) 村井早苗「キリシタン武士の地域的交流」、同「一キリシタン武士の軌跡 一渡部惣左衛門と岡山藩のキリシタン」（『キリシタン禁制の地域的展開』岩田書院、2007年）。
- 7) マリオ・マレガ『豊後切支丹史料』（サレジオ会、1942年）。
- 8) マリオ・マレガ『続豊後切支丹史料』（ドン・ボスコ社、1946年）。
- 9) 片岡弥吉『踏絵』（日本放送出版協会、1969年）。
- 10) 安高啓明『踏絵を踏んだキリシタン』（吉川弘文館、2018年）。
- 11) 白杵市文化財管理センター所蔵「舊貫史」天保11年。
- 12) 熊谷光子「近世大名下級家臣団の構造的分析」（『畿内・近国の旗本知行と在地代官』清文堂出版、2013年）。
- 13) マレガ資料A8.3.17。
- 14) マレガ資料A5.4.2.3.3。
- 15) 白杵市文化財管理センター所蔵「宗門御改ニ付御領分人高之覚」元禄5年。
- 16) マレガ資料A10.1.3.1.1。
- 17) マレガ資料A10.1.3.1.15。A10にはこのほか元禄4年の武家の宗門改の台帳とみられる史料が多く残される。工藤航平「A10」（『バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ神父収集豊後切支丹史料一概要と紹介一 Vol.1』マレガ・プロジェクト、2017年）。
- 18) マレガ資料A3.1.24。
- 19) 白杵市文化財管理センター所蔵「会所日記」の記載によると、遅くとも宝暦10年（1760）には正月28日の惣出仕にあわせて提出する形式になったと考えられる。
- 20) マレガ資料A9.1.5.15.1.1。
- 21) マレガ資料A9.1.5.15.1.2。
- 22) 白杵市文化財管理センター所蔵「諸執役前録」。
- 23) マレガ資料A1.18.5.1.1、A1.18.5.1.2。
- 24) 別府市立図書館所蔵（複製）「享保十三戊申年六月 豊後国白杵領 古切支丹之類族死失之者帳」。
- 25) 埼玉県立文書館所蔵諸井（三）家文書1046「豊後国白杵領古切支丹之類族出生養子帳」。
- 26) 埼玉県立文書館所蔵諸井（三）家文書1049「豊後国白杵領古切支丹之類族死失之者帳」。
- 27) マレガ資料A14.5.1.5。
- 28) マレガ資料A3.18.6.1。
- 29) マレガ資料A.12.1.24.4.2。
- 30) マレガ資料A12.1.24.4.3。

- 31) 平井義人・佐藤晃洋・大津祐司「A19」（『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料—概要と紹介— Vol.2』マレガ・プロジェクト、2019年）。
- 32) マレガ資料A3.3.3。
- 33) マレガ資料A7.4.4.1。
- 34) マレガ資料A7.8.2.12。
- 35) マレガ資料A7.6.6.1.1。
- 36) マレガ資料A7.8.5.5.1。
- 37) マレガ資料A7.8.5.19.2。
- 38) マレガ資料A7.6.1.8。
- 39) マレガ資料A7.8.1.5.1。
- 40) マレガ資料A7.8.1.5.2。
- 41) マレガ資料A12.5.1.1.50。
- 42) マレガ資料A7.4.2.5。
- 43) マレガ資料A7.8.1.9.1。
- 44) マレガ資料A7.8.1.9.2。
- 45) マレガ資料A7.9.1.2.5.1。